

彦根市固定資産鑑定評価員選定基準

令和7年4月24日策定

(趣旨)

- 第1 固定資産評価基準の規定により、標準宅地の適正な時価の評定に当たっては、地価公示価格および鑑定評価価格等を活用することとされているが、不動産鑑定評価業務を行うには、特別の資格と経験を必要とすること等の理由により、不動産鑑定評価は業務の性質上競争入札には適さないものである。
- このことから、固定資産の評価替えにおいて標準宅地の不動産鑑定評価にあたる固定資産鑑定評価員は選定により決定することとし、選定に関し必要な事項を定める。

(選定基準)

- 第2 次の各号に該当する者のうち、最適な者を固定資産鑑定評価員に選定する。
- (1) 滋賀県土地評価協議会が様式を定める固定資産鑑定評価希望申出書を彦根市に提出していること。
 - (2) 鑑定評価価格の均衡調整を図ることを目的として開催される滋賀県土地評価協議会（湖東地区分科会を含む。）および公益社団法人滋賀県不動産鑑定士協会が開催する受託鑑定士会議に出席できること。
 - (3) 彦根市内、湖東地域内および滋賀県内の土地価格事情に精通していること。
 - (4) 過去3年間の間において、滋賀県内の地価公示、地価調査および相続税における公的土地評価・調査のうちいずれかの鑑定評価業務の経験を有していること。
 - (5) 不動産鑑定士または不動産鑑定士補として、相当の経験年数を有していること。

二 鑑定評価員に選定する人数は、2人以上6人以内とする。

(適用)

- 第3 この基準は、令和9年度固定資産評価替えに係る鑑定評価員の選定から適用する。